

新興感染症に係る 入院体制について

新興感染症…感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とする。

現行計画の記載概要

【医療提供体制】

- ・ 下記感染症指定医療機関を指定する。

種別	指定者	対象疾患	圏域	医療機関数	病床数
特定感染症 指定医療機関	大臣	新感染症、一類感染症、二類感染症、 新型インフルエンザ等感染症	全県	1機関	2床
第一種感染症 指定医療機関	知事	一類感染症、二類感染症、新型 インフルエンザ等感染症	全県	2機関	3床
第二種感染症 指定医療機関		二類感染症、新型インフルエンザ 等感染症	各二次保健 医療圏	11機関	55床

【患者の移送のための体制】

- ・ 法に基づく移送は、**保健所又は業務を委託した業者**が行う。
- ・ 消防機関又は委託業者が搬送した患者が新型インフルエンザ等感染症等であると診断された場合、医療機関及び県は、その旨を移送した機関等に連絡する。

目指していく体制 -1

【医療提供体制 - 病床の確保】

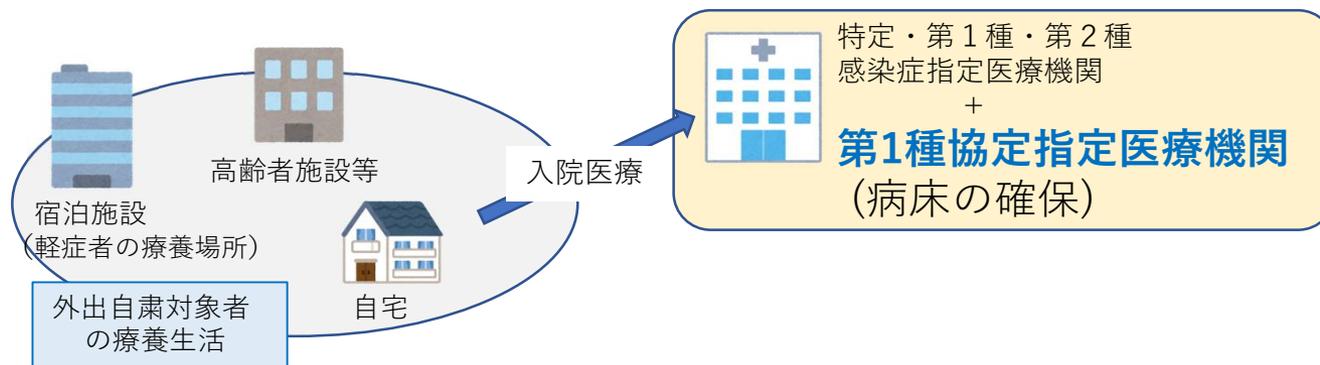
<これまでのコロナ対応>

- ・ 感染症患者の入院医療の中核的役割を担う**感染症指定医療機関のみでは、急増する新型コロナ患者へ十分に対応できず、入院病床が不足したことから、一般医療機関に病床の確保を求めることで対応した。**



- ・ 新興感染症の**入院**を担当する医療機関と平時に医療措置協定を締結し、**第一種協定指定医療機関（公費負担医療の対象）**に指定する。
- ・ 流行初期の段階から入院対応を行う旨の医療措置協定を締結し、知事が定めた基準を満たし、実際に対応した医療機関については、**流行初期医療確保措置(※)の対象**とする。

(※) 流行初期医療確保措置…経営の自律性を制限して、流行初期に感染症医療を行う協定締結医療機関に対して、感染症医療を行った月の診療報酬収入が、流行前の同じ月の額を下回った場合に、その差額を補填する措置。



目指していく体制 - 2

【医療提供体制 - 後方支援体制の整備】

<これまでのコロナ対応>

- ・病床の確保を進めた医療機関に負担が集中することとなった。また、病床使用率が高い状況で推移する中、後方支援医療機関への転院・転床について更なる拡充、強化が必要と考えられた。

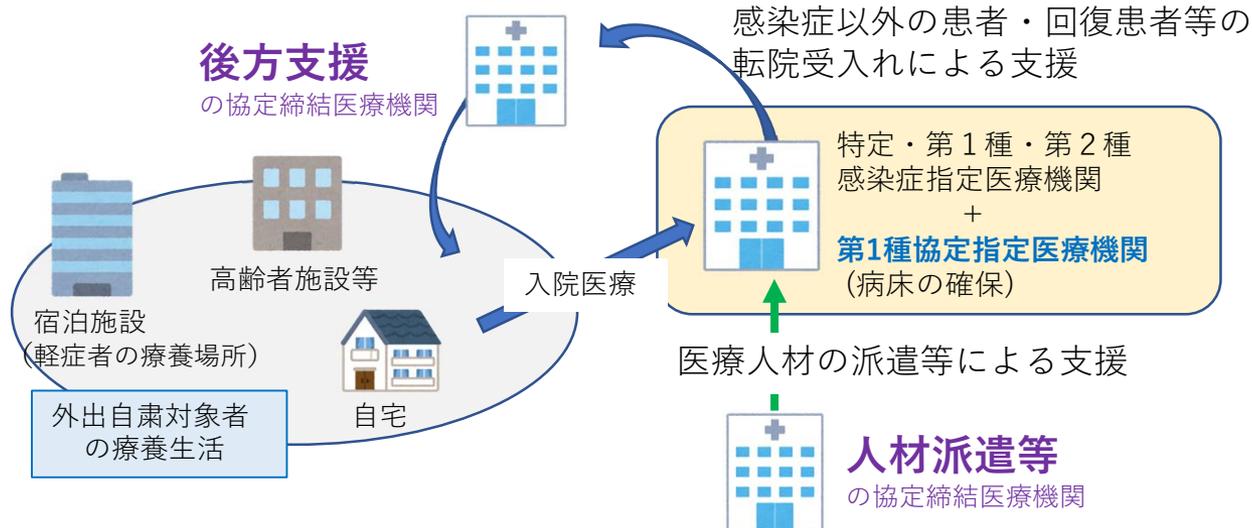


①後方支援

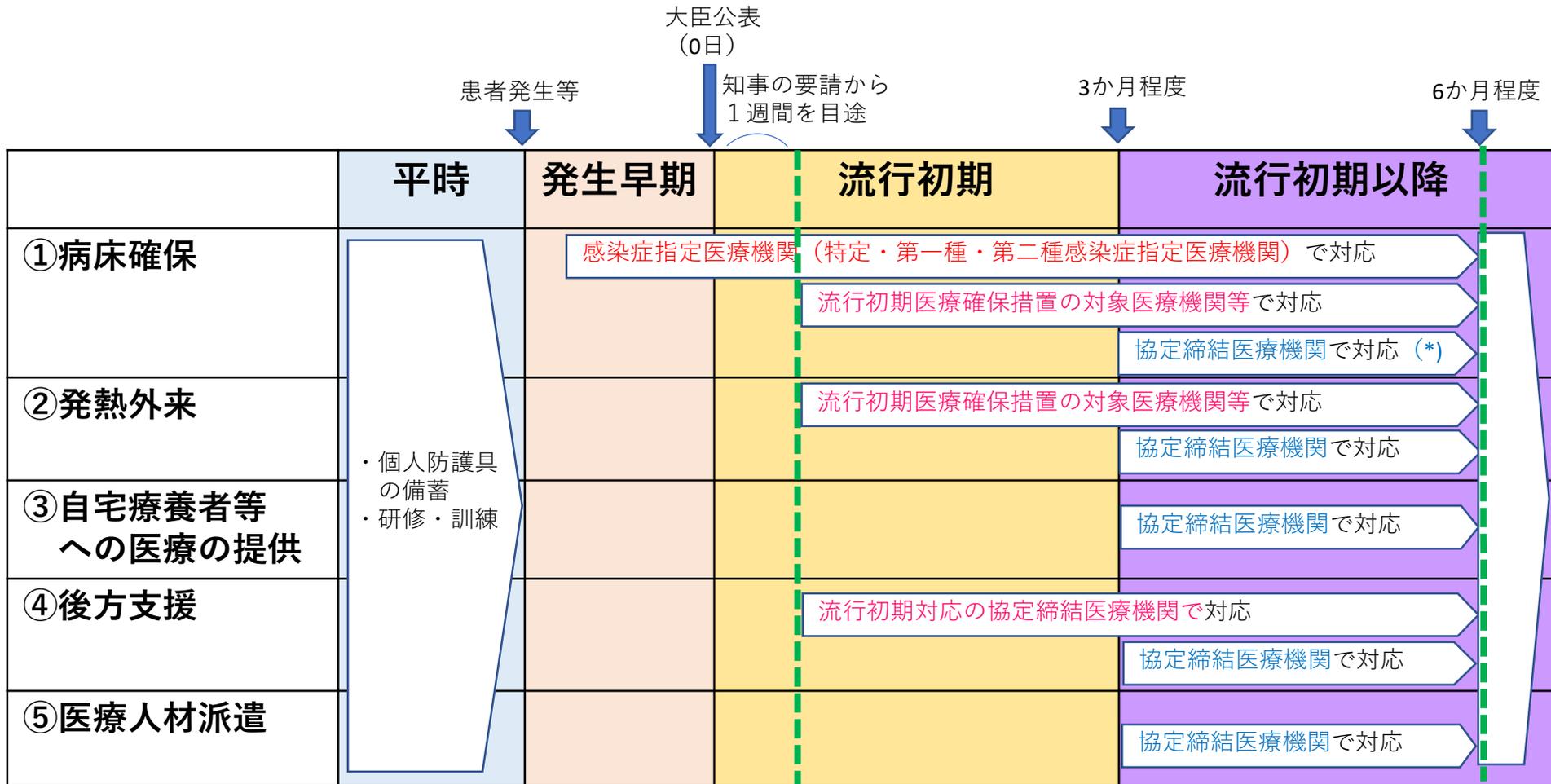
通常医療の確保のため、特に流行初期の新興感染症患者以外の患者の受入や新興感染症からの回復後に入院が必要な患者の転院の受入を行う医療機関と平時に協定を締結する。

②人材派遣

感染症医療担当従事者等を派遣する医療機関と平時に医療措置協定を締結する。



【参考】新興感染症発生からの一連の対応



(*）知事の要請から速やかに（2週間を目途に）即応化

目指していく体制 - 3

【医療提供体制 - 入院調整体制の構築】

<これまでのコロナ対応>

- ・感染拡大期、**保健所の管轄を超えた広域入院調整が必要**となり、**県に医療調整本部を設置**し、保健所設置市も含めた全県の広域入院調整を実施した。



- ・確保した病床に円滑に患者が入院できるよう、連携協議会等を活用して**関係機関間の連携を強化**する。
- ・県は、保健所設置市等に対する平時からの体制整備等に係る**総合調整権限**や新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間の**指示権限**を行使し、円滑な入院調整体制を構築する。

目指していく体制 - 4

【患者の移送のための体制】

<これまでのコロナ対応>

- ・感染拡大期、民間業者へ搬送業務を委託することにより、保健所が積極的疫学調査等に注力するとともに、増加する患者搬送需要に対応することができた。
- ・感染拡大期、自宅・ホテル等での療養者が増加したことで、症状の悪化により救急搬送を要する事例が発生した。



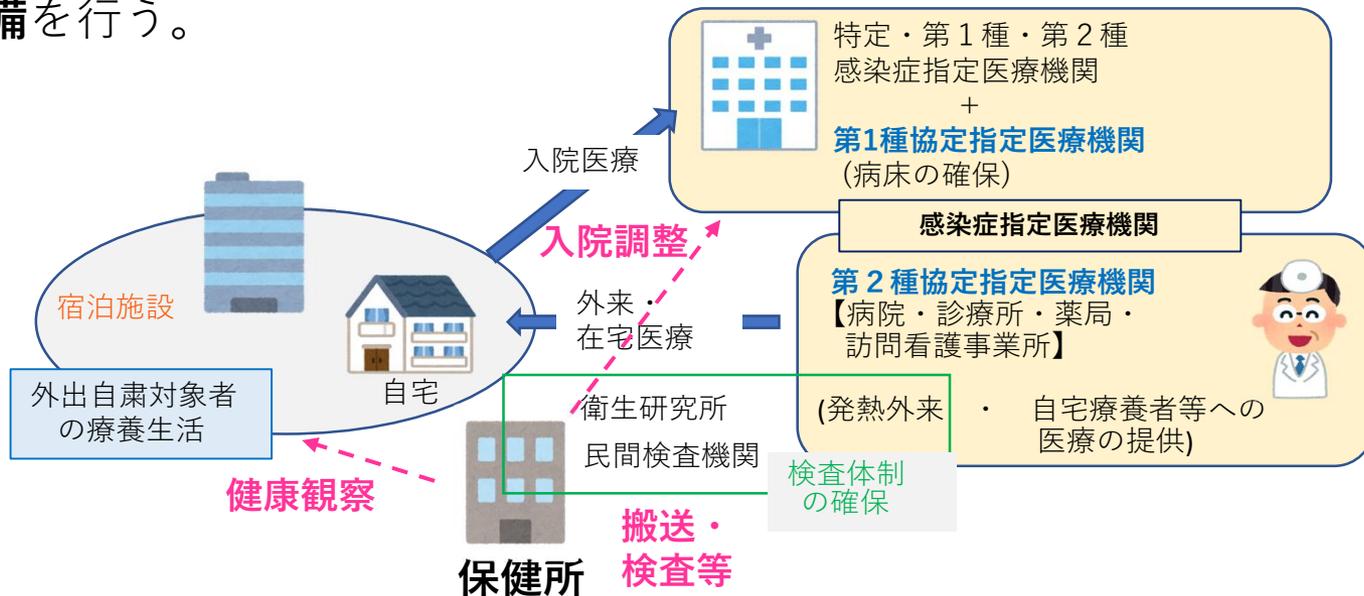
一類・二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の新興感染症等の発生・まん延時、保健所のみでは対応困難な場合において、地方公共団体内における役割分担や、消防機関との連携、民間事業者等への業務委託等を図る。

【参考：保健所体制の強化】

<これまでのコロナ対応>

- ・感染症拡大時、**県全庁や市町村等から保健所へ応援職員を派遣**することで、感染拡大による**保健所業務の急増に対応**した。
- ・保健所業務のひっ迫に対応するため、**感染状況に応じて保健所として注力すべき業務を見定め、業務の外部委託を含め対応**した。

- ・平時より有事に備えた体制を構築し、**有事の際には速やかに体制を切り替えることができる仕組み**を構築する。
- ・感染症発生時に迅速に対応できるよう、**感染症に関する情報が、責任者に対して迅速かつ適切に伝達され、一元的に管理される体制**を構築する。
- ・外部人材の活用も含めた必要な人員の確保、受入体制の整備、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を通じて健康危機発生時に備えて、**各保健所の平時からの計画的な体制整備**を行う。



改定後計画の記載事項の充実 -1

第6 医療提供体制

- 重症者病床や特に配慮が必要な患者等を含めた医療体制の整備
...p.24 【4 (2)】
- 新興感染症に係る医療提供体制の整備（医療機関との医療措置協定等）
...p.24 【4 (4)】
- 第一種協定指定医療機関の指定
...p.24 【4 (5) ア】
- 協定の締結による後方支援体制の整備
...p.25 【4 (5) エ】
- 協定の締結による人材派遣体制の整備
...p.25 【4 (5) オ】
- 協定締結医療機関における個人防護具の備蓄
...p.26 【4 (6) イ】

改定後計画の記載事項の充実 -2

第6 医療提供体制、第10 知事による総合調整及び指示の方針

- 新興感染症発生・まん延時における入院調整体制の構築 …p.26 【4（8）】
- 感染症対策に係る知事による総合調整 …p.33 【2（1）】
- 緊急性を有する入院措置の実施における保健所設置市に対する指示 …p.33 【2（3）】

改定後計画の記載事項の充実 -3

第7 患者の移送のための体制

- 患者の移送に係る体制の確保
…p.28 【2 (1)】
- 消防機関や民間移送機関等との役割分担・連携
…p.28 【2 (2)、(3)】
- 消防機関に医療機関の受入体制の情報を共有するための枠組みの整備
…p.28 【3 (1)】

改定後計画の記載事項の充実 -4

第11 人材の養成及び資質の向上

➤ 医療機関等における研修・訓練の実施

…p.34 【3 (1)、(2)】

別表2 (数値目標)、 第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

➤ 数値目標値の設定

…p.44

医療提供体制	・ 病床数
	・ 後方支援を行う医療機関数
	・ 派遣可能な医療人材数
物資の確保	・ 個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の割合
人材の養成・資質の向上	・ 医療従事者等の研修・訓練回数

➤ 連携協議会における計画の取組状況等の報告と検証

…p.5 【1 (2)】